

令和4年度 第2回新潟市環境審議会 会議録

日 時 令和4年10月25日(火) 午前10時から午前11時55分
場 所 白山会館 2階 太平・明浄の間
出席委員 上村委員、藤堂委員、志賀委員、石崎委員、中平委員、中村委員、菅井委員、
小池委員、覚張委員、池主委員、波多野委員、南波委員、山田委員(以上13名)

傍 聴 者 0名

報道機関 0名

会議内容

1. 開会

(事務局)

ただいまより、令和4年度第2回新潟市環境審議会を開催いたします。

まず、本日の出席状況です。委員19名のうち13名の委員から出席をいただいております。したがって、出席者が半数を超えておりますので、新潟市環境審議会条例第5条第2項により、本審議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

はじめに、環境部長の木山からごあいさつ申し上げます。

(環境部長)

おはようございます。委員改選後初の環境審議会になりますので、一言ごあいさつさせていただきます。環境部長の木山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、委員への就任をお受けいただきまして、誠にありがとうございます。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。また、本日はお忙しい中、会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、現在本市では、新しい環境基本計画の策定作業を進めております。今年度、今回を含めてあと4回、この審議会を開催させていただきまして、計画の内容を詰めていく予定にしております。非常に多岐にわたる内容ですが、さまざまな視点からご意見を頂戴しながら、よりよい計画としていきたいと考えておりますので、お力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は新たに新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について諮問させていただき予定にしております。長時間にわたる会議となりますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

本日の審議会は委員改選後初めての開催となっております。本来であれば、委員の皆様からごあいさつを頂戴したいところですが、公募の山田委員以外、すべて再任となっております。申し訳ありませんが、山田委員以外のごあいさつは割愛させていただきます。

それでは、新任の山田委員から一言ごあいさつをお願いいたします。

(山田委員)

山田と申します。よろしくお願いいたします。3人子育てしてまいりまして、気がついたら

このような年になっていました。何かできることはないかなと思って公募させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。はじめに「次第」です。次に座席表と名簿です。次に資料1「新潟市環境審議会条例」、資料2-1「計画の構成(案)」、資料2-2「第4次新潟市環境基本計画 第1章(基本事項)」、資料2-3「令和4年度新潟市環境基本計画策定のための市民アンケート結果(概要)」、資料2-4「施策設定にあたって」、資料2-5「計画改定スケジュール(見直し後)」です。次に、資料3「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について」です。最後に、参考資料「ボイラーについて」です。不足等はありませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。議題1、会長・副会長の選任についてです。会長、副会長選出までの進行につきましては、環境政策課長が務めさせていただきます。

(環境政策課長)

会長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第2、議題1「会長・副会長の選任について」です。会長、副会長につきましては、新潟市環境審議会条例第4条第2項により、委員の互選により選出することとなっております。また、任期につきましては、令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間となっております。会長または副会長の選出につきまして、自薦、他薦等はありませんか。

ご意見はないようですので、事務局案を提案させていただいてよろしいでしょうか。

事務局といたしましては、現在、次期環境基本計画審議中ということから、引き続き中平委員と上村委員にそれぞれ会長、副会長をお願いできればと思っております。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは異議なしということですので、中平委員に会長、上村委員に副会長をお願いいたします。お二人それぞれ、会長席、副会長席にお座りいただきたいと思っております。

それでは、以後の進行につきましては中平会長をお願いいたします。

(中平会長)

会長、副会長(選任)ということで、引き続き努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

環境問題は市民の方の関心も高く、敏感な大問題でありますし、環境を審議する会というこの会議の名前の責任を果たすべく、委員の方々と努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ専門の見地からご意見をよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って会議を進めてまいりたいと思っております。最初に、議題2「第4次新潟市環境基本計画(素案)について」に移りたいと思っております。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議題2に関連しまして、資料2-1から2-5に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料2-1で計画の構成(案)をお示ししております。本日の会議、また、次回以

降、順次素案をお示しするに当たり、こちらで計画の構成全体をお示ししておりますけれども、令和3年度第2回審議会でも同様の資料をご覧いただいておりますが、時点修正や今後の予定等も含めて、改めてご確認いただければということでお示ししたものです。こちらも随時眺めながら、以降の資料をご確認いただければと思います。

続きまして、資料2-2、「第1章 基本事項」と表紙にあるものです。こちらは環境基本計画の第1章ということで、計画全体の基本情報や策定方針についてお示ししている部分です。先ほどの資料2-1でも概略をお示ししましたが、ここでは、計画の概要や位置づけ、また、計画の今回の改定にあたっての背景や、この計画が目指す基本目標、基本的視点について書いています。

主だった項目についてご説明させていただきます。資料2-2の2、3ページ目につきましては、計画の概要と位置づけということで、この計画は新潟市の計画の一つですので、ほかの計画とどのような関係性にあるのか、また、特にその中でも新潟市の一番大きな計画である新潟市総合計画とどのような関係性に当たるのかということをご説明しているところです。後ほど計画の目標のところでも出てまいりますけれども、新潟市環境基本計画といたしましては、新潟市総合計画が目指す都市像「田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市」の実現に向けて、環境面からまちの姿の実現に寄与するものです。

続きまして、4、5ページ目です。こちらは、計画の改定に当たり、特に背景として考えるべき項目について、昨今の動きを含めて、それぞれ記載しているところです。各施策の方向性などを記載する中で、より具体的な記載も出てくると思いますが、まずは総論的に記載しました。今のところ、大きく分けて4点を記載しております。

続きまして、6、7ページ目についてです。こちらは「計画に基づくこれまでの取組」ということで、特に直近の第3次計画の取組については、指標項目を施策ごとに設定して、その進捗状況を毎年ご確認いただいていたのですが、その内容を基に、施策ごとに達成状況を記載しております。

併せて、「市民アンケートの結果に基づく評価と課題」ということで、後ほど資料2-3で改めてご説明させていただきますが、市民の方1,500人を対象にアンケート調査を行った結果から、主だったものをこちらに記載しております。

こうした振り返りを踏まえて、続いて、8ページ目に計画の基本目標ということで、先ほど申し上げた新潟市総合計画で定める都市像を目指すということと、併せて、計画の基本的視点ということで、新潟市の環境の保全について、基本的理念を定めているのが環境基本計画になります。そこで定める理念に基づいて、都市像の実現に向けた取組みを進めていくということで、改めて掲載しているものです。

以上、第1章について、構成を含めて簡単にご説明したのですが、お気づきの点などがあればご意見をいただければと思います。

続いて、資料2-3です。こちらでは、市民アンケートの内容について、概要版にはなりませんけれども、特徴のある項目や前回との比較が分かりやすいものについて、まとめた資料になります。改めての確認も含めて記載しているのですが、今回の市民アンケートにつきましては、新潟市にお住まいの方1,500人を無作為で抽出して、郵送とウェブで回答をいただきました。回収率は51.8パーセントということで、ウェブ（回答）を取り入れたほうがいいので

はないかというご意見を審議会でも頂戴しており、51パーセントという回収率を達成できたというところです。

続きまして、資料2-3の別紙ということで、実際のアンケート用紙のコピーをお付けしております。各設問の中から、前回との比較や特徴が見えてくる設問を抜き出したものが、資料(2-3)中の設問になっております。

主な調査結果として、「問3-1 環境課題への取り組み優先度」というものがあります。こちらについては、「新潟市全体の環境課題として、それぞれどのような優先度を持って取り組むべきとお考えですか」という設問について、「最も優先的に取り組むべき」から「取り組む必要はない」まで、4段階で回答を頂戴しました。その内、「最も優先的に取り組むべき」「優先的に取り組むべき」をお選びいただいた方の割合をお示ししているものです。

前回と比較すると、今回新たに追加した「気候変動に伴う影響の回避・緩和」という項目が新たに上位に加わってきています。また、「再利用・リサイクルの推進」も5位に上がってきているところが特徴的だと思います。

同じ設問で、第3次計画開始時の平成27年度の状況と比べて改善が見られるかどうか、「改善した」「変わらない」「悪化した」の3択で選んでいただいたところ、「改善した」を選んだ割合が上位の項目としてはこちらの三つです。なお、番号につきましては、資料の次ページに詳細が書いてありますが、この番号と対応しておりますのでご参照ください。「改善した」の割合が一番高かったのは、「資源の再利用・リサイクルの推進」ということで、35パーセントに上ったということです。

続いて、問4では、環境に対する課題に取り組むべき主体ということで、環境課題として10項目挙げ、この中から、だれの努力が最も必要だと思うかと聞いた中で、上位に挙げられたものをそれぞれ記載しております。特に、「市民」上位の第1位が「食品ロス」で、約8割の方が、市民の努力が最も必要と挙げておられます。また、「行政」については、「地域の環境美化」で行政の努力が最も必要と挙げた方の割合が前回よりも増加しています。

次のページは、問5「市民の環境を良くする行動の取り組み状況」です。18項目を挙げた内、普段の回答者の生活に当てはめて取り組んでいるかどうかを「はい」「いいえ」でお答えいただいた結果、前回の上位のものと今回はほぼ変わらない状況だったのですが、前回よりも取り組みの割合が少し上がっていることと、「買い物袋(マイバッグ)を持参する」が上がっているところが大きな特徴だと思います。

次に、問8「後世に残したい環境」では、あなたの身近な環境で後世に残したいと思うものということで、自由記述で書いていただいたのですが、その中から文章の中で出現頻度が高い単語を選び出して、その頻度に応じて文字を大きくするという形で示しております。こちらにあるとおり、自然ですとか田園環境、やすらぎ堤、水辺、公園といったワードが特に大きく出てきており、逆に、頻度が割合小さくなっている単語の文字が小さく表現されている図になっております。

なお、このほかに、現在結果を取りまとめ中ですが、市内の市民環境団体の方や、新潟で環境活動をしていらっしゃる学生団体にも、少し項目は変わっているのですが、アンケートを取りまして、その結果も踏まえて、施策や今後の環境配慮指針、それぞれの主体が取り組むべきことに反映させていきたいと考えております。

続きまして、資料2-4についてです。資料2-2や資料2-3のアンケート結果、これまでの取組みの振り返りなどを踏まえて、具体的な施策を今後設定していきますが、その前に、また改めてご意見をいただければということでお作りした資料がこちらです。

まず、1ページ目に記載している図ですが、これまでお示ししてきた「施策の大綱」ということで、これから新潟市が取り組んでいくにあたっての、取組みの体系図といったものになります。こちらはまた改めてお示しするとともに、関連するSDGsの17のゴールをそれぞれの施策に張りつけているものです。併せて、施策ごとに達成度合いを測ったり大きな目標として据えたりするものとして成果指標というものを設定いたしますが、こちらを指標ごとに記載しております。

前回からの変更点といたしましては、「1 脱炭素社会の創造」の成果指標が、前回までは「温室効果ガスのうち二酸化炭素の削減量」となっておりましたが、温室効果ガスを全て含めたほうがいいのではないかとのご意見を踏まえて、「温室効果ガスの削減量」と表記いたしました。

また、「3 自然との共生」ですが、これまで「コハクチョウの飛来数」と成果指標を設定しておりましたが、今回、「市域の陸域における生物多様性保全に資する地域の割合」に変更いたしました。こちらにつきましては、国で進めている施策の方向性にも沿っているものですが、2030年までに陸と海の30パーセントの保全を目指す30 by 30（サーティー・バイ・サーティー）目標というものの達成に向けて、国でも工程や具体策を示すロードマップの策定に取り組んでおります。具体的なものについては今後また具体化していくのですが、そうした方向性を踏まえて、本市といたしましても、市域における割合について成果指標でお示ししながら達成度合いなどを確認していくことが必要なのではないかということで、新たに設定させていただきます。

次のページ、A3の資料になりますけれども、「施策の展開の方向性」ということで、施策ごとにどういった方向性で行っていくか、また、施策ごとの成果指標に加えて、その達成に向けて取り組んでいくうえでの目安となる取組指標ということで、現段階で主なものとして考えているものを記載しております。

こちらの内容については、第3次計画の振り返りを踏まえて、引き続き設定していくことも必要かと思っておりますので、そういった項目を記載しております。本日以降のご意見を踏まえて、また、施策の方向性などについても検討を進める中で、加えたり、もしくは除いたりというものも出てくるかと思っておりますので、現段階の案ということでご確認いただければと思います。

こちらにつきましては、本日以降の議論を踏まえて、次回以降、具体的な内容をお示ししていきたいと思っておりますので、現段階でのご意見をよろしくお願いたします。

最後、資料2-5についてなのですが、こちらにつきましては、一度計画の策定に入ったときにお示したものを見直して記載しているものです。令和4年度については審議会を4回行って、そのうえで答申を受ける予定で考えていたのですが、総合計画との兼ね合いや今現在の進捗状況を踏まえまして、次回以降、施策の内容を具体的にお示しして、改めてご意見を頂戴したうえで素案を作っていきたいということもあり、審議会の回数を1回増やす形でスケジュールを再度見直しさせていただいております。委員の皆様におかれましては、当初の予定よりも回数が多くなり、大変お手数をおかけして恐縮なのですが、スケジュールやそ

それぞれの実施内容についてご確認いただきまして、また改めてご協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料2-1から資料2-5については以上となります。

(中平会長)

前回の会議の内容も織り込んでいただいた部分もありました。資料に沿ってご議論いただきたいと思うのですが、前回の市民アンケートの結果が、非常に大事な意見であり、これも取り入れていくということで、説明をいただきました。これまで出ていなかった新しいデータだと思いますので、委員の皆様には、まず、資料2-3の市民アンケートの結果を分析していただいて、ご質問とか、この中に取り入れていくべきご意見について、議論をお願いしたいと思います。そのあとに資料2-1からご意見を伺っていききたいと思います。

もう少し詳しく知りたい、ここは重要な意見だというご指摘はありませんか。

(藤堂委員)

市民アンケートの結果の問3-2で、環境課題への改善傾向又は対策への評価というものがありますけれども、これを拝見しまして、特徴的なものが目につきました。11番の「環境負荷の少ない交通（低公害車の普及や新都市交通システムなど）の普及・推進」ということで、ほかの項目は大体「改善した」が多いか「悪化した（対策を評価しない）」が多いかなのですが、これはほぼ同数といいますか、10パーセント、9パーセントで拮抗していて、なかなかほかにこういう項目がない印象です。この背景としましては、新バス交通システム等を導入して、改善を感じている人と逆に悪くなったという人と、やや改善を感じている方が多いのが救いなのですが、評価が分かれる特徴がある部分なのだなと思いますので、担当課の所感を伺いたと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり、この項目については改善したと悪化した、どちらかの数値が明らかに勝っているというよりは、少し拮抗した数値になっている項目かと思います。ほかの項目でも、公共交通や交通に関する項目への回答があるのですが、拮抗したという部分で分かりやすく結果として出ているのは、この項目が一番かと思います。

同じくA3判の2枚目の資料の右側にある、「市民の環境を良くする行動の取り組み状況」ですと、下位のほうに「公共交通機関の積極的利用」が出てきたり、どちらかという取り組みの成果がなかなか反映されたものが見えづらいといいますか、市民の方の行動に結びついていないという結果もある中で、ここで拮抗した結果が出たというのは、特徴的かと思います。

(藤堂委員)

よくなった、悪くなったと双方の意見がある中で、市民が自分の力だけで何とかできている度合いが低いと。こうなったけれども、今後もこれに関しては行政や企業の取り組みが必要と言えなくもない。ただ、市民が下位項目に入っているものを行政としてやってくださるとはなかなか言いづらいところがあると思いますので、工夫が必要なところかなと思います。

(池主委員)

問4に関してなのですが、ここで今回、市民上位で食品ロスがトップになっているということなのですが、問3-2の項目1から20までの項目なのですが、これは食品ロスが1番になるのは今回初めて入った項目ということなのではないでしょうか。それとも、前はあっ

たけれどもそれほど高くなかったということなのか、これらの項目の文言を変えたとか新しく入ったとか、その辺を教えていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

まず、問4の項目で10個ある内の一つ、食品ロスにつきましては、今回新たに追加した項目となっております。前回、平成26年のアンケートでは、この項目は9項目だけで行っていました。そこにプラスして今回、食品ロスを入れたのは、当然、昨今の状況もありますし、計画の中で食品ロスについてもやはり触れなければいけない部分もあるだろうということで、市民の皆様の意識を確認しておくことが必要だろうと思い、新たに追加したという状況です。

(池主委員)

そうしますと、ほかにも新しい項目があるということですね。

(事務局)

問4に関しましては、新たな項目としては食品ロスだけになります。1番の「生物多様性の損失」も、これまでは「自然環境の減少、破壊の防止」ということで、文言としては旧来の環境問題を議論する際によく使われてきた言葉だと思いますけれども、今回の計画の中では、施策の方向性などでもご説明したとおり、生物多様性の損失もキーワードとして一つ大きいところでもありましたので、文言を変えて問いを設定したところです。

(池主委員)

今の1番というのは、問3-2ですか。

(事務局)

問4の①です。

(池主委員)

分かりました。これはこういう項目を挙げるときに新項目かどうか、何か印があると分かりやすいと思います。

(中村委員)

資料2-3の問3-1ですけれども、上位に上がっている「②気候変動に伴う影響の回避・緩和」というものがあります。本当に現代、日本に限らず地球規模的にこれは非常に大きな問題になっていると思います。ここで意見するところとして、各地域で行われている防災対策、あるいはハザードマップを示すとかというような取組みが浮かぶのですが、一つの部署だけでやれるようなものではないし、環境をよくしていこうという取組みはするのだけれどもそれだけでは追いつかない現状に対して、行政としてもっと力を入れていかなければいけないところでもあるのではないかという気がするので、この結果を受けて、あるいは今現在やっているところの話や今後の方向性について、少し聞かせていただければと思います。

(事務局)

気候変動に伴う影響への適応ということで、暑熱ですとか水害などの災害対応があります。それに関しては、今、地球温暖化対策実行計画の見直しをかけており、こういったことを中心にやっっていこうということを、これから検討して打ち出していこうと思っています。

また、緩和策として、市としては再生可能エネルギーの積極的な導入という形で進めていこうという方針でやっております。

(中平会長)

資料の最後につけていただいている、アンケート調査票の問6、市民の決意というところの質問と、問7の将来の望ましい新潟市の都市像の結果がないのですけれども、非常に我々は参考になるアンケート項目だと思うのです。この結果はどうなっていますか。

(事務局)

問6、「環境を良くする対策を進めていくと、場合によっては現在の生活が少し不便になってしまう場面が出てくるということについての考え方」ということで、この結果ですけれども、1番の「環境が悪くなっても生活が便利のほうがよい」と答えた方が11.1パーセント、2番の「環境を良くするためには、生活が少し不便になっても仕方がない」と答えた方が74.4パーセントという結果でした。こちらにつきましては、前回との比較などがまだ整理できていないのですが、改めて整理して進めていきたいと思っております。

併せて、問7の「将来の望ましい新潟市の都市像」ということで、こちらで上位となりましたのが、1番の「水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち」で42.5パーセント、これは前回と変わらず1位だったということです。上位の2番目が、13番の「環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち」で34.5パーセントです。3番目が、4番の「公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち」で30.1パーセントです。こちらが上位三つになります。

前回と比べますと、「水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち」については1番で変わらず、3番の「公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち」についても変わっておりません。「環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち」につきましては、前回、4番目だったものが2番目に来ている状況です。

(中平会長)

それから、回答者の年齢別の構成を見ると、60歳以上が約半数ということになって、これはいずれのアンケートもこのような傾向なのですけれども、例えば、60歳未満と60歳以上でアンケートの結果が大幅に変わるというような傾向はすでにとらえられていますか。

(事務局)

アンケートの結果が変わるといのは、アンケート全般としてということですか。

(中平会長)

はい。優先事項が大きく変わったり、意向が違うかどうかということです。

(事務局)

全体的な傾向として、こうしたような設問に対しては年代別でこうだという傾向は、今のところはとらえられておりません。

(中平会長)

アンケートについて、ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

では、市民の方の777人ということで、50パーセント以上の回答率ですが、これを参考に次に進みたいと思います。

資料2-1をご覧ください。これは計画の構成(案)を示しておりますが、これについてご質問、ご意見はありませんか。

では、こういう計画の構成ということで、ご了解いただいたと思います。

続いて、資料2-2をご覧いただきたいと思います。第4次新潟市環境基本計画第1章の素案をお示しいただきました。これは第2章、第3章と続いているものの第1章ということです。これも先ほどのご説明の中で、今日の会議の中だけではなくて、今後読んでいただいて、ご意見、ご質問があった場合はまた提出いただきたいということでしたので、そのようにしていただきたいと思います。今気づいた点とか質問したいことがあれば、挙手をお願いしたいと思います。

(菅井委員)

資料2-2の4ページですが、計画の対象範囲ということで、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境と分かれております。今まであまり気づかなかったのですけれども、都市環境というものがあってもいいのではないかと思います。生活環境と重複するのですけれども、生活環境はどちらかというと個人個人に対応したものと考えると、例えば、新潟市としてさまざまな国際会議が開かれるようになった今日、他の地域の人たちが新潟市をどのように考えるか。緑の環境であるとか生活環境の中のいろいろ、鉄道、交通とかが入るわけですけれども、生活環境の幅がこの表の中では非常に広いので、都市環境というものを新しく作ったら、もう少し個々に対応を検討できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(中平会長)

先ほどのアンケートの問7がまさしく新潟市の都市像、環境に関するものと聞いています。各選択肢が「~のないまち」とか「~のあるまち」ということで、確かに、都市という言葉で将来像を聞かれております。自然環境、生活環境、快適環境、地球環境ということなのですが、ご専門の委員の中で環境というものの区分について、新潟市は基本的な区分の仕方が何か、国や県と統一されているのかどうか。まず、ご説明願います。

(事務局)

こちらの環境区分につきましては、国や県が示している環境の計画関係と整合を図ったりしたものではなくて、あくまでも新潟市の環境基本計画が、これまで第1次から第3次と作ってまいりましたが、その内容を踏襲して作っているものです。新潟市の環境基本計画としての区分とお考えいただければと思います。

(菅井委員)

新潟市は政令指定都市でもありますので、非常にいろいろな仕事をやりやすいのではないかなと思うのです。今、急にこれを大幅に変えるのも非常に難しいと思いますので、将来的にご検討いただければと思います。

(中平会長)

これに関して、改めてご意見はありませんか。

改めてみると、快適環境というのはほかと少し名前のつけ方のルールが違うように思うのですけれども、これは例えば、自然とか生活環境とはどのように区別して市民は考えたらよろしいのか、ご説明いただけますか。

(事務局)

まず、自然環境、生活環境、地球環境については、背景の環境といいますか、我々を取り巻く環境を主に示すものと思っております。その保全などにつながるという意味合いです。

快適環境はどちらかというと感覚といいますか、どう感じるかということも含めた部分も入

ってくると思います。そこで、緑、水辺、景観などの保全・創造ということで、それはやはり、我々がその環境に身を置いたときに、快適という表現になってくるかと思うのですが、そういった形で、どう感じるか、より快適に感じられるかどうかというようなところがより強く出ているのがこの快適環境という項目かと考えております。

(中平会長)

まさしく、先ほどのアンケートの問7にも緑とか快適とかストレスがないということが書かれているので、菅井委員がおっしゃる都市環境とよく似ている部分かなと思います。生活環境、自然環境、地球環境とは距離範囲というか、半径の短い長い、中距離、地球の距離ということで通常は考えていきますけれども、快適環境、都市環境、これは検討いただくということでしょうか。

(事務局)

都市環境の入れ方につきましては、この説明の中で前段でも申し上げたのですが、ほかの計画で担っている部分もあり、そこと環境基本計画との役割の兼ね合いもあろうかと思っておりますので、その中でどうやって整理していくか、検討したいと思います。

(南波委員)

今ほど菅井委員からお話がありましたことと同じようなことを私も感じているわけですが、環境区分の中で地球環境という言葉を使っているらしいです。新潟市が地球のことを考えるのかと。かなり大きな問題提起というか、地球ということで、非常に大きなお話になるわけです。この部分を都市環境という言葉に置き換えて、さらに、生活環境の中で行政の皆さんと市民が一体になって取り組める課題と、行政の皆さんから中心になってやっていただく課題と二つに分かれるかと思うのです。そういった行政の方々が中心になってやっていただくところを、今、地球環境と書いていらっしゃるものと併せて都市環境という言葉に変えたほうがよろしいのかなと思います。

それで、この計画が決まった段階でパブリックコメントをやられる予定になっておりますけれども、新潟市としてはこのようなことに取り組んでいきます、については市民の皆さんも一緒になって、特にこういったことに取り組んでいただきたいと言ったほうが、市民の方も分かりやすいのではないかという気がいたしました。

(中平会長)

これもけっこう大きな問題になってしまうと思うのですが、脱炭素社会とか循環型社会ということに呼応して地球環境というものを使っているわけです。南波委員の意見について、他の委員の方からご意見はありませんか。

(藤堂委員)

例えば、集合として見る、地球環境の部分集合、生活環境や自然環境、快適環境、全部入っていると私などは見てしまうと、もともとこの分類は重複していて、何と申しますか、いわゆる集合を表した図表などにしづらい、どこどこが重複しているのかというような複雑な関係にあるのではないかと思います。

それで、気になりましたのは、継続して新潟市の基本計画で分類しているということで、客観的な評価指標項目などと紐付いているとすると、変えてしまうとなかなか継続してデータを見て改善の動向を見ることが、難しいとは言いませんけれども、数字的にはできるのですが、

いちいちこの項目は何という項目から移ったからみたいなのが生じて見づらくなるということが考えられますので、評価指標項目に関しては固有のIDか何かで追跡できるようにしたうえで、紐づけ自体は、例えば、快適環境の中に、恐らくほかでも入っているような項目が構成要素としても含まれるなど、ほかのすべての項目を含んだような概念であって、そうした概念をより市民の方に分かりやすく概念図としてお示しできるように、先ほど菅井委員や南波委員からご提案があったように、市民に分かりやすい概念構成に再構成するということをやっただけであればより分かりやすくなると思います。あくまでも評価指標は継続性を持って追えるように、何らかの固有IDを振ったほうがいいと思います。

(中平会長)

事務局から、今後についてはありますか。

(事務局)

第3次で地球環境という言葉を使っていたのですが、基本的に新潟市として何ができるのかということを考える部分もあるかと思います。今までご意見をいただいて、これはこの環境分野が施策に紐付け等は特にしていませんので、あくまでも市民の方に分かりやすいという形で、今後検討させていただければと思います。

(志賀委員)

藤堂委員から話があったように、やはり、左側の分類がいろいろなところに重複しているからよく分からないという状況だと思うのです。快適環境の緑、水辺、景観などの保全・創造と書いてあるのは、自然環境の保全とかと何が違うのかよく分からないところなので、見る人からすると、下に書いてあるものは人の生活に適したように改変するというように読めたりもするけれども、実際は、田園風景を守りつつも人が生活できるようなものも一緒に残していこうという、シームレスにつながっている話だと思うので、やりたい項目はあっていいと思うのですが、それが逆にどれに当てはまるのか。当てはまるのが二つとか三つに当てはまってもいいと思うので、そういう表現の仕方でもいいのかなと思います。

SDGsの目標などもある中でいろいろやるのがあって、そのゴールがどれにあたるのかというのはよく出てくるのですが、そういうもので示すという方法もあると思います。例えば、自然環境にあるものの中には、快適環境に含まれるものもあったりするわけです。新潟市の鳥であるハクチョウが身近で見られるのは快適な環境だったりするので、そういう見せ方のほうが分かりやすいかもしれないので、工夫いただくといいかなと思います。

(中平会長)

菅井委員、何かありませんか。

(菅井委員)

地球環境のところで「地球温暖化の防止」とありますけれども、そういう観点からは、もう一つ、環境プラスチック問題が大きいのです。ですから、地球温暖化の防止の後ろにも、環境プラスチック問題のようなことを含めていただいたらどうかと思います。

それから、その下に「資源・省エネルギーの推進」とありますが、この書き方ですと、資源の推進、省エネルギーの推進となってしまうので、少し言葉を足したほうがよろしいのではないかと思います。

(事務局)

「省」が抜けておりました、申し訳ありません。省資源・省エネルギーということで、直させていただきます。

廃プラスチックの関係も地球環境の大きな課題ですので、入れる方向で検討したいと考えております。

(中平会長)

ほかにありますか。では、また気づいた場合は事務局にご連絡いただきたいと思います。

次に、資料2-4に移りたいと思います。「施策設定にあたって」というものになりますが、A4判とA3判の資料についてです。同じことがA3判には詳しく書かれているということで、一緒にご意見を伺いたいと思います。

前回、話題になっていた、2番の1人一日あたりのごみ総排出量には小池委員から言われていた事業系のごみ排出量も入ったと理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

それから、1番に戻りますけれども、温室効果ガスということで、原田委員からCO₂のみではまずいのではないかとということで、他の温室効果ガスも含めた換算値で示したほうがいいのではないかとというほかの会議からのご意見があったのですが、A3判の資料を見ますと、まだ二酸化炭素のままなのですが、これは二酸化炭素換算値ということになりますか。この点をまずご質問いたします。

(事務局)

今ご指摘のとおり、二酸化炭素排出量というのは前回からのものを引きずっていますので、ここは温室効果ガスということで変更したいと思います。

(中平会長)

前回も国とか県と揃えてという、そういうことでよろしいですか。

(事務局)

他の政令指定都市等も温室効果ガスの排出量としており、国もそうしていますので、合わせた形にしたいと思います。

(中平会長)

それから、前回の残った部分なのですが、菅井委員から、2番の循環型社会の推進の両括弧ナンバーの順番を、現在の1、2、3から1、3、2にしたほうがいいのではないかと意見が出て、検討されるとのことだったのですが、検討の結果、残すということになりますか。

(事務局)

前回、菅井委員から、「持続可能なごみ処理体制の整備」を上にあげたほうがいいのではないかとのお話もあったのですが、総合計画との兼ね合いも踏まえて、また、くくりとして、やはり「持続可能なごみ処理体制の整備」は上の二つとは異なるものだという整理で、今のところこの順番で整理できればと考えております。

(中平会長)

菅井委員、よろしいですか。

もう一つご意見が上がっていたのが、1の(1)の省エネルギーという言葉と2の(3)持続可能なごみ処理という、矛盾するのではないかとのご意見があり、これも一応検討してみると事務局で答えられておりましたが、この辺りの考え方は整理されておりますか。

(事務局)

まだこの点については整理されておらず、こちらの表記のままで今は確認させていただいております。改めて前回のご意見を踏まえて、もう一度次回、お示ししたいと思います。

(中平会長)

もう1点確認ですが、コハクチョウのところの3番、成果指標のところではコハクチョウの数からこの表現が変わって、A3判の資料を見ると、「生物多様性の象徴としてのコハクチョウとの共存」は残っていて、「特定外来生物の種類」が増えたという理解でよろしいですか。

(事務局)

「特定外来生物の種類」は第3次計画の際も入れていた項目でもありましたので、そのまま第4次計画の項目として(案)で挙げている状況です。

(中平会長)

では、これは飛来数から共存になったということですか。

(事務局)

コハクチョウとの共存という表現にはなっておりますけれども、実質としては飛来数、今の計画の目標の表現ですと、(飛来数)日本一の現状維持ということになっていると思いますが、同じ内容で考えております。

(中平会長)

A4判のカラーのほうには地域の割合と書かれていますが、A3判の主な取組指標には割合につながるものはないのですか。

(事務局)

割合につながる、直接するというよりも、成果指標の進捗状況を見ていくうえでそれぞれの取組指標を確認していただくという意味なので、ストレートにつながるものもあれば、参考となる指標になるようなものも含めて今、取組指標で挙げているという状況ではあります。

(中平会長)

そうすると、実質的にコハクチョウの数から変わっていないということですか。

(事務局)

成果指標の中で生物多様性の保全に資する地域の割合というものを一つ設定しまして、それに向けていくつかの取組みがある中での一つとして、コハクチョウの飛来数日本一を維持するためにどういった施策がいいのかといったことのために残しているというイメージで取っていただければと思います。あくまでも成果指標としては生物多様性の保全の地域の割合を達成したいと。それにあたっては、こうした個々の取組みを行い、その中にコハクチョウの飛来数日本一を維持するためにどのようなことをしていくかという形で(取組指標が)くっついていくというイメージになると思います。

(中平会長)

そういうものをやっている地域をデータにしていくということですね。

(事務局)

コハクチョウ(飛来数)日本一を維持するための施策などを結びつけて、地域の割合の達成につながればという位置づけです。

(中平会長)

生物多様性保全に資する地域という評価をこの三つでやっていくという理解でよろしいですか。

(事務局)

それぞれの取組みを進めていき、その地域の割合を達成していくということです。

成果指標に関してはアウトプットの指標なのかなと思います。取組指標についてはアウトカム的な指標で考えていて、アウトカム指標（取組指標）が高まって、最終的に成果指標（アウトプット）につながってくるような構成を考えております。総合計画も同じような内容ですけども、アウトプット指標、アウトカム指標といったところで分けて載せているというイメージです。

(中村委員)

同じところで、国の30 by 30目標との関連の中で、多分、この成果指標が出てきているのですよね。国の場合は、陸と海の30パーセントの保全を目指すということで、海も入っているのですけれども、これは陸域となっていて、敢えて陸にしているところの意味合いはどういうことなのか。どのように割合を出すのかということも疑問に思っていて、今の質問の中でそういうことなのかとは思ったのですけれども、陸と海について教えていただければと思います。

(事務局)

国は、30 by 30目標で陸域と海域ということで、それぞれ30パーセントの保全を目指すということなのですが、海に関しては、新潟市として、あるいは新潟市の施策としてこれを行ったから海の割合が増えるというように結びつかないこともありますので、新潟市は地域の陸域で30パーセントの保全に近づけていこうと。そのためにはどういった施策ができるかということを計画の中でうたっていきたいと思います。

(中村委員)

海は国とか県とか、もっと大きい単位でやるだろうということでしょうか。

(事務局)

実際、新潟市の施策では海に対して打ち出せないということがあるので、今回は陸域のみにしています。

(中平会長)

前回の積み残しについて伺いました。改めて、資料2-4についてご意見、ご質問はありませんか。

(波多野委員)

「2 循環型社会の推進」のところで、「3Rの推進によるごみの減量」の方向性の「プラスチック資源循環等の課題への取り組み」で、最近、私も悩んでいるところなのですが、ごみの分別のところにマークがついていないものも入ってくるケースが本当によくあり、市民の中でも、マークがついているものだけしか入れられないのに、完全にプラスチックだから入れてしまったということがあり、なかなか難しいところなのです。

ある報告によりますと、果たして、完全に燃やさないほうがエコなのか、それとも燃やしてしまったほうがエコなのか。いろいろなデータを取ってみると、エコと言いつつも実はエコではないというケースがあるということで、例えば、お醤油の小さなプラスチックの容器など

は、一生懸命水を使って洗ってプラスチックに入れてということが果たしてどうなのかとか、そういういろいろな問題があるのです。新潟市でプラスチック資源循環等の課題への取り組みとありますが、どのような課題がまず大きいとお考えでしょうか。

(事務局)

プラスチック資源循環法という新しい法律が4月に施行されまして、行政、市民、事業者それぞれ、プラスチックの削減に向けて取り組みましょうという法律ができました。当然、3Rの推進によるごみの減量ということですので、まず、リデュース、リユース、ごみを出さない、再利用するということから取組みを進めております。ペットボトル等のプラスチック製品を出さないのがまずは一番の課題になってくるのではないかと思います。

また、この法律の中で、各市町村の取組みの一つとして、現在、新潟市はプラマークがついているものを資源として分別していきまして、その他のプラマークがついていないようなプラスチックできた製品は燃やすごみということをお願いしています。これらも資源としてやっていけないかということで、全国の市町村、検討を進めているところでして、新潟市でも今後どういった分別、処理ができるのかということも含めまして、検討を進めている状況です。

(事務局)

今、プラスチック容器包装で集められている資源ごみに加え、バケツや歯ブラシといったものも一緒に集めるか、もしくは別に分けるかということで、こうした製品プラも将来的にはリサイクルに回すことになると思います。ただ、今現在は新潟市内に処理先があまりないので、数年後にはリサイクルに回していくということになります。先ほどおっしゃったように、せっかく分別してもらっても、あまりきれいでないと結局、最終的には燃やしたりしてしまっている現実があります。たくさんコストをかけて使えるプラと使えないプラに分けても、使えないものが半分くらいあって結局燃やすということも含めて、今後、もう少し資源化できないかというのが一つ、大きな課題としてあります。

(波多野委員)

燃やしてはいけないと決めてかかるのか、燃やしたほうがバイオマスや何かでエネルギーを取り出すのにいいのか、非常に興味深いところです。

グリーンウォッシュという言葉があって、見せかけのエコということで、しっかりと分別してそれぞれにリサイクルすると、全部エネルギーがかかるわけです。ですから、そういうところも総合的に判断しながら、この課題をどこまで縮めるかは大事ですけれども、果たしてそれに突き進んでいいのかということも考えていかなければいけないのではないかと思います。

(藤堂委員)

何にしてもそうなのですが、すべての活動に利用可能なエネルギーないしそれを具体的に媒介する物質、利用可能な物質のことを資源と一般的に言っていますが、ロスが伴います。先ほど波多野委員が紹介された例で、お醤油のプラスチックのボトルは、洗うときに使っている浄水された水も資源に当たりまして、これを費やしてプラスチックの小さいボトルを再利用したときに、原料の石油から作った場合よりもより多くの資源やエネルギーを消費する場合があります。これは産業界の方であれば皆さんよくご存じのことだと思います。

2018年以降の動向に関して、日本は2016年時点で世界第2位の廃プラスチックの輸出国というデータが出ているのですけれども、2018年に中国が廃プラスチック輸入を禁止したせいで一

度半減近くに落ち込んで、そのあとまた回復しており、回復するということはどこかに持って行っているということです。

そもそも、プラスチックを再利用するときの環境負荷が逆に上がっていないかの検証が不十分です。その大きな理由として、国内で再利用せずに海外に大量に持って行っています。それをもって環境保全と言っているのかどうか。そもそもどう使われているかということすら、国内で把握していない状態です。すべてではなく、日本国内でも最近進んでいますけれども、そういう状況ですので、非常に細かい製品にまで、あるいは非常に多様な材料が含まれたものまで再利用するとなると、エネルギーと資源が大量に使われます。焼却処分も立派なサーマルリサイクルといわれる場合もありますので、そうしたことも検討して政策の中に、かえてエネルギーと資源を浪費することになりかねないという観点で入れればよろしいかなと思います。

ただし、サーマルリサイクルで燃焼させる場合、まさに環境審議会、環境影響評価審査会でも話題になっている、焼却工場の環境負荷や、焼却の規制等の問題もかかわってきますので、その辺りも線引きといいますか、どうするのか慎重に議論する必要があると思います。

(事務局)

新潟市は分別していますけれども、ほかの政令指定都市では、全部今まで燃やしていたところもあります。国の方針として、絶対に分別しなさいということで、今は全国の市町村が分別を始めています。そうすると、よりプラスチックの処理先がないのでリサイクルをどんどん増やしていこうということで、一生懸命やっています。実際、燃やすとサーマルリサイクルできるのですけれども、CO₂が出る。そのCO₂を焼却場から直接回収して、一切出ないようにすればいいのではないかという方法もまた議論されています。それが、将来的な話になるとは思いますが、技術も進んでいくと、また方向性も若干変わってくるのかなと思っています。新潟市としては、とりあえず製品プラも分別してどこかでリサイクルしてもらおうかと考えていますけれども、もうしばらくしてからの話になります。

(志賀委員)

「3 自然との共生」の部分、改めてコメントさせていただきたいと思います。

やはり、成果指標と主な取組指標がつながっていないのではないかと。いろいろ説明を伺っていても、これをどう計算すると生物多様性に資する地域の割合が算出されるのかが分からないのです。実際にそれに当たるような、できるような取組指標などを何か立てるか、それか、取組指標が出せる具体的な成果指標を考えたほうがいい、どちらかだと思ふのです。

今までは、ハクチョウの飛来数で新潟市の自然環境をすべて評価できるのかという話が問題になっていたと思ふのです。新潟市の重要な自然環境というと、角田、新津丘陵、いろいろあるわけですが、そうした地域が抜けていたりするので、きちんと評価したほうがいいのではないかという話をしてきました。

あとは、取組指標の中で「特定外来生物の種類」とあるのですが、種類は、多分減ることはなくて、増えることしかないので。それを根絶するのはとても難しいということがまずあるのですけれども、外来生物は量が増えた減ったとかのほうが、本来であれば頑張った努力とかが評価できる部分だと思ふのですが、そういうデータの取り方ができるのかどうかということがあると思います。

また、先ほど30 by 30という話が出てきたのですが、国でやっている、よく言わ

れるようになっているもので、2030年までに（陸と海の）30パーセント（を保全する）という話なのですが、そこに乗せていくのであれば、具体的に新潟市の中でそういう大事な地域をきちんと指定して守っていくという取り組みということもできるのではないかと思います。そういうものを具体的に見えるような形で市民に見せていく。

やはり毎回、この「3 自然との共生」が、ほかに比べると具体的な数値が見えづらい感じで、ごみの量がどれくらい減った、増えたというものが出るわけですが、ここはよく分からないところがあるので改善していただきたいと思うところです。

また、施策の方向性で、「（1）生物多様性の保全」に二つ書いてあり、在来と外来の生物の状況を把握するという話が出てくるのですが、「在来動植物の保全と再生」とありますが、やはり、状況の把握を在来の動植物にも入れてもらうほうがいいと思います。ただ保全と再生と書いてあるのですが、本来は、外来生物の状況を把握するのではなくて、在来の生物が今どのような状態になっているのかということ把握したうえで、生き物の多様性や自然環境がどうなっているのかということが評価できないので、それはきちんと具体的にどうするのかを考える必要があり、それが取組みの指標の中に、外来種の指標だけではなくて、在来種の何らかの指標、それがハクチョウだったわけですが、ハクチョウでは不十分だと思うので、山の一地域であったりとか、そういうところもきちんと踏まえられるようなことを考える必要があるのではないかと思います。

実際にモニタリング作業などを市内で徹底しておいて、重要なところ、例えば、福島潟や佐潟、いろいろなところで環境調査をされていますけれども、そこで確認される在来種とか自然植生の面積が増えている、減っているという評価でもいいのかもしれませんが、そういうようなもの考える必要があるのかなと思います。

あと、SDGsのゴールの中で、海のもので「3 自然との共生」に入っていないのですが、これはやはり陸域の自然を保全することは海の保全にもつながるので、ここは入らないのかなと少し思っています。新潟の大事な自然環境の中で海が入らないという話も、国か県かみたいな話も出ていましたけれども、海岸線は普通、新潟市ですよ。とても幅広い面積、砂浜を持っているのは新潟市の特徴だと思いますし、砂丘という意味では、大きい砂丘を持っているのも新潟市の特徴なので、海岸線というのは重要な自然環境だと思うのです。それはやはり海の保全にもつながることだと思うので、（SDGsのゴール）14番の「豊かな海を守ろう」みたいなものは、やはり入って目指すべきだと思います。

（中平会長）

先ほども挙げた点ですので、またご検討いただきたいと思います。

資料2-4もまた後に意見を受け付けていただけますか。では、意見がありましたら事務局によりしくお願いいたします。

では、資料2-5、計画改定スケジュール（見直し後）ということで、委員会としてはもう一回、提案どおり会議が増えるというお話でしたが、ご質問、ご意見はありませんか。

よろしいでしょうか。このスケジュールで今後まいりたいと思います。

では、ここで次の議題に移ることにしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料を1枚追加させていただきますので、少々お待ちください。

(中平会長)

議題3「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について」です。ただいま、諮問書が配られました。資料3について事務局からご説明願います。

(事務局)

議題3、新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について、説明させていただきます。同規則の改正に当たりましては、条例の規定に基づきまして、審議会に諮問することになっております。本来であれば、市長から審議会の会長に諮問させていただくところですが、本日、時間も限られていることから、今ほどお配りしました(諮問書の)写しの机上配付に代えさせていただきます。

それでは、資料3をご覧くださいと思います。はじめに「1 概要」です。大気汚染防止法では、工場や事業所に設置される施設でその施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものをばい煙発生施設として定めまして、一定規模以上の施設を法の規制対象にしております。このたび、大気汚染防止法施行令が改正されまして、法対象となるばい煙発生施設のうち、ボイラーに係る規模要件が変更になりました。これを受けまして、新潟市生活環境の保全等に関する条例の対象となるボイラーの規模要件についても見直す必要が生じたことから、市条例施行規則の改正について検討を行うものです。

なお、ボイラーについては別紙の参考資料にて補足で説明がありますので、必要に応じてご覧くださいと思います。

次に、「2 法施行令改正の経緯」についてです。大気汚染防止法では、ボイラーの規模要件を伝熱面積または燃焼能力としておりましたけれども、内閣府に設置されたタスクフォースにおきまして、バイオマス燃料のボイラーは低発熱量燃料であることから、伝熱面積が大きくなってしまい規制対象となりやすく、ばい煙の自主測定のコストが高くなることにつながっているということで、燃焼能力だけの規制にすべきという趣旨の要望が出されました。これを受けまして、環境省はボイラーの規模を示す客観的指標として採用されていた伝熱面積と排ガス量の間には強い相関が見られないということで、伝熱面積の要件についてはなくすることが適当であるという旨の結論を取りまとめました。

この結論を踏まえて、大気汚染防止法の改正の概要を2ページ目の3にお示ししております。改正前の規模要件ですけれども、伝熱面積10平方メートル以上またはバーナーの燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル以上とされておりましたけれども、改正後は規模要件から伝熱面積が削除されまして、図の右側、赤字で書いてありますBの部分が規制対象外となっております。一方、市条例ではボイラーの規模要件を伝熱面積で7平方メートル以上10平方メートル未満としておきまして、法施行令改正後は市条例で規制する伝熱面積の規模より大きいボイラーが法の規制対象から外れるため、規制上不整合な状態が生じております。Bの規制のところが抜けている状態になっているということです。

次に、4の表ですけれども、法と市条例の相違点を示したものです。おおむね同じなのですが、大きな違いとしては、法ではばい煙量等の自主測定義務がありますけれども、市条例では自主測定義務を課していません。

次に、「5 市条例におけるボイラー規模要件の改正(案)」についてです。規制における不整合を解消するため、現行の規模要件から上限を撤廃しまして、伝熱面積7平方メートル以

上とする案です。改正案のイメージは図のとおりになりまして、法の改正により規制対象から外れるBの部分のボイラーを市条例で引き続き規制するものです。

改正案の考え方ですが、第一に人口・産業が集積する本市では、良好な生活環境を確保するため、従来から市条例で法よりも厳しい規模要件を設けてきた経緯があります。法規規模要件より小型のボイラーについても引き続き適正な維持管理を確保したいということです。

それから、二点目として、これも大きいメリットなのですが、市条例の対象とすることで、小型ボイラーの設置状況が確認できます。そのほか、公害苦情が発生したときには法令に基づいた指導が可能になるということです。

それから、先ほど申し上げましたとおり、市条例では自主測定義務を課しておりません。従って、事業者側の測定に係る費用的な負担が大きくなることはないと考えております。

次に、「6 規模要件の見直しにより影響を受ける施設」についてです。表中のBが新潟市において法施行令改正により対象外となるボイラーになります。228施設ありますけれども、全届出施設数の約18パーセントを占めております。今回の改正によってこの部分を拾っていくということで考えております。

最後の「7 今後のスケジュール」です。本日、市条例改正について諮問させていただきましたけれども、本日以降、答申をいただければと考えております。公布は令和5年3月下旬を予定しており、施行については令和5年4月1日からを予定しております。

(中平会長)

資料3のご説明について、諮問を受けましたので、会として許可するか、あるいはこれは問題だという点を挙げるかということで、これから議論いただきたいと思います。まず、ご質問はありませんか。

(上村委員)

1点だけ確認させてください。資料3の1ページの四角囲みにあります検討結果の概要です。そもそも伝熱面積を要件から外すということは、(2)にあるように伝熱面積を規模要件として規制することは公平さを欠くことが起こりうるので撤廃したというのが法の趣旨のようではございますけれども、本市条例では伝熱要件を残すという、現行どおりのものに引き続きするというのですが、本市の場合には、伝熱面積を残したとしても公平さを欠くような事態は起こらないという理解でよろしいですか。

(事務局)

大きい公平性を欠くというところですが、費用的な負担が発生すると。特にバイオマス燃料を使った施設について、そういった傾向が大きいということなのですが、条例では自主測定義務はないということで、費用的な負担は少ないところです。届出や規制基準がかかることによる手間はかかるのですが、費用的な負担はないということで、公平性を欠くことは低いのではないかとこのところでは。

新潟市も国と同様の視点を持って考えているのですが、生活環境を確保するため、小型ボイラーの設置状況を把握するという、現状を維持したいと考えております。また、公害苦情が来た際も、届け出があれば指導もスムーズにいくと考えております。

(石崎委員)

施行のタイミングが法改正のタイミングとずれているのですけれども、そのずれている期間

に設置されたものに関してはどのようにされるのでしょうか。

(事務局)

本来であれば、法改正と同じタイミングで新潟市の条例も改正できればよかったのですが、他都市の改正状況、ぎりぎりまで見極めてしまったものですから、少し遅れが生じたところがありました。そこはお詫びしなければいけないところです。

法改正から条例施行までの間に設置されたものは、条例施行後は条例の対象となります。ただ、本来届け出されるものが届け出されない期間がありますので、その間の施設を把握していく必要はあるのですが、ボイラー業者等に法から外れるところを条例対象とする検討を行っていますという文書をすでに発出しておりまして、そうしたところもしっかり拾えるように準備をしているところです。

(藤堂委員)

資料3の3ページ「6 規模要件の見直しにより影響を受ける施設」で、法改正により対象外となるボイラーが228とありますが、これは、実際にはバイオマスといったものなのでしょうか。

(事務局)

すべてがバイオマスボイラーというわけではなくて、228ある内の9施設がバイオマスボイラーとなります。

(藤堂委員)

228台、1施設複数台あるということですか。

(事務局)

台と施設という言葉が入り交じっていて申し訳ありません。お手元の資料では台数です。それから、今、9と言ったものも台数です。施設数ではありません。台数です。ボイラーが9台あるということです。

(藤堂委員)

ということは、バイオマスを理由に規制対象から外れるもののほとんどが、バイオマスではないと。それは法改正の趣旨からして、実態とかけ離れたことを理由に規制緩和しているということなのですか。

(事務局)

その辺り、国の考え方もあると思うのですが、見直しがバイオマスボイラーの不公平感というところから発出して、現状、バイオマスボイラーではないボイラーも含めて伝熱面積は法の要件から外したということですので、ほとんどがバイオマスボイラーという視点から出発した検討ではないと私どもは理解しております。

(藤堂委員)

ただし、実際問題、伝熱面積はあまりバイオマス等の環境負荷には関係ないというデータは国でお取りになっているということなののでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(中平会長)

国の法改正を受けてということで、抜けてしまう箇所があるので埋めるという条例の改正に

なります。

3 ページの一番上の赤いところ、「伝熱面積7平方メートル以上」とするということですが、ここに燃焼能力50L/h未満というのは入れなくてもよろしいのですか。50L/h未満の内の7平方メートル以上ということではないですか。

(事務局)

条文の作りとしては、法対象事業をのぞいてということになりますので、イコール50L/h未満からと読めるようになっております。

(中平会長)

では、含んでいるということなのですね。ほかにご意見、ご質問はありませんか。

そうすると、この事務局案を認めるか認めないかということですが、今日、認めるということで、ご意見はよろしいでしょうか。まだ検討の余地があると思われる点はありませんか。

では、この案を認めるという今日の結論でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、事務局案を認めることにしたいと思います。

今後について、事務局からご説明はありますか。

(事務局)

ご審議、ありがとうございました。事務局案についてお認めいただきましたので、この結果を受けた答申書を作成させていただきます。なお、文面の確認については、会長一任でお願いしたいと考えております。

(中平会長)

では、これにて議題3を終了したいと思います。

その他ですが、委員の皆様から何かありませんか。

(藤堂委員)

市民アンケートで、松林が評価項目、対象になっているものもあったと思います。以前の環境審議会で真木委員からご指摘があった、松林の海岸線の荒廃が進んでいる問題に関して、そのときの質疑では、特に原因はよく分からないというお答えだったと思います。それで、新潟市の特に中央区、非常に大規模に松林が枯れて倒壊して、この間、急に停電して緊急工事があったのですけれども、それも松が倒壊して停電しました。それくらいのことが起こっていて、明らかにほとんど松林がなくなりつつあり、吹き抜けのようになっているのです。

そうした状況で、新しい計画の中にそうした視点、ある意味、松林は人工林なのですけれども、里山的な生態系の一部でもありますし、小動物もたくさん棲んでいます。そこがかなり激変していることに関して、何かその後分かったことであるとか、調査の取組対象として強化しなくていいのかということ、何か分かりましたら、あるいは何か今後取組みができるのでしたらと思っております。

(事務局)

松林については、松食い虫が原因で北のほうから松がやられており、中央区でもやられています。最近ですと、恐らく薬剤散布をしているとは思いますが、その結果がどうなのかというのは分かりません。

(藤堂委員)

ぜひ、一度ご覧になっていただきたいと思うのですが、大木に生長した松が倒壊したために

停電するような事態が起こっているのです。大木に成長するまで松枯れしていなくて、急激に松枯れしていています。毎年、薬剤散布はしております。現行の対策がなぜか急激に効かなくなっているというのが、付近住民の観察した結果です。それで効いておらず、理由が何なのか、前回お聞きしたときもよく分からないということで、このまま進むと、まだ大木がたくさん残っており、家の近所だけではなく、かなりの面積にわたって枯れていていっているということです。形成初期が江戸時代であるような松林が急激に枯れていていっているのは、かなり顕著な環境変化の可能性はあるのではないかと考えております。しかも、大木まで育つことができたのに、それが急激に枯れて倒れるというのは少し異常なのではないかと考えております。

(中平会長)

検討して情報をいただければありがたいと思います。

では、時間になりましたので、以上で、本日の審議会を終了したいと思います。ご協力、ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司 会)

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回新潟市環境審議会を終了いたします。長時間にわたり、大変ありがとうございました。